

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 7月 3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第49号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を削る。

改正後	改正前																														
別表第2（第17条関係） 1 略 2 建物その他の施設	別表第2（第17条関係） 1 略 2 建物その他の施設 <u>(1) 空港ターミナルとしての利用</u> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">特別待合室</td><td>全室 1 時間につき</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>2 分の 1 室 1 時間につき</td><td>3,150円</td></tr><tr><td rowspan="2">航空機への乗 降に係る施設</td><td>出発時 1 時間につ</td><td>10,450円</td></tr><tr><td>到着時 き</td><td>12,650円</td></tr></tbody></table> <u>(2) 国際交流のための利用（空港ターミナルとしての利用を除く。）</u> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">特別待合室</td><td>全室 1 時間 につき</td><td>2,630円</td></tr><tr><td>2 分の 1 室 1 時間につ き</td><td>1,580円</td></tr><tr><td>センタープラザ</td><td>使用面積 1 平方メート ル 1 時間につ き</td><td>10円</td></tr></tbody></table> <u>(3) その他の利用</u> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>特別待合室</td><td>全室 1 時間 につき</td><td>5,250円</td></tr></tbody></table>	区分	単位	金額	特別待合室	全室 1 時間につき	5,250円	2 分の 1 室 1 時間につき	3,150円	航空機への乗 降に係る施設	出発時 1 時間につ	10,450円	到着時 き	12,650円	区分	単位	金額	特別待合室	全室 1 時間 につき	2,630円	2 分の 1 室 1 時間につ き	1,580円	センタープラザ	使用面積 1 平方メート ル 1 時間につ き	10円	区分	単位	金額	特別待合室	全室 1 時間 につき	5,250円
区分	単位	金額																													
特別待合室	全室 1 時間につき	5,250円																													
	2 分の 1 室 1 時間につき	3,150円																													
航空機への乗 降に係る施設	出発時 1 時間につ	10,450円																													
	到着時 き	12,650円																													
区分	単位	金額																													
特別待合室	全室 1 時間 につき	2,630円																													
	2 分の 1 室 1 時間につ き	1,580円																													
センタープラザ	使用面積 1 平方メート ル 1 時間につ き	10円																													
区分	単位	金額																													
特別待合室	全室 1 時間 につき	5,250円																													

区分		単位	金額		
航空機への乗降に係る施設	出発時	1時間につき	10,450円		
	到着時		12,650円		
特別待合室	空港の旅客ターミナル施設としての利用		全室1時間につき	5,250円	
			2分の1室1時間につき	3,150円	
	その他の利用	応接目的の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	2,630円
			2分の1室1時間につき	1,580円	
	その他の利用	その他の利用	全室1時間につき	5,250円	
			2分の1室1時間につき	3,150円	
	その他の利用	その他の利用	国際交流のための利用	全室1時間につき	230円
			その他の利用	全室1時間につき	460円
その他の施設	月を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1月につき	1,330円		
	時間を単位として使用する場合	使用面積1平方メートル1時間につき	10円		

備考

	2分の1室1時間につき	3,150円
その他の施設	使用面積1平方メートル1月につき	1,330円
	使用面積1平方メートル1時間につき	10円

備考

1 略

2 時間を単位として使用する場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

3 月を単位として使用する場合において、使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難しい場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

4～6 略

1 略

2 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

3 使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。ただし、これにより難しい場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

4～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。